

岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務に係る企画提案募集要領

1 総則

岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

(1) 事業名

岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務

(2) 事業の目的

震災からの復興は、安倍内閣の最重要課題であり、東日本大震災の発災から6年が経過し、復興の新たなステージを迎えている東北で、産業・生業の再生に向けた観光復興を推進する必要がある。

観光業は地域産業全体に影響を与える裾野が広い産業であり、特に重要な産業・生業であるといえるが、東北においては外国を中心に根強い風評被害の影響に加え、そもそも外国人受入体制が未成熟な部分があるなど、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていない状況にある。

そのため、本業務では岩手県を中心とした北東北におけるインバウンド旅行者の誘客に成果を挙げるべく、新たなコンテンツの発掘や外国人旅行者向けの商品開発、情報発信、地域の関係者の意識醸成に取り組むとともに、市場と結びつきの強い民間事業者等と地域とのネットワークを構築することで、地域の自立的な取組の拡大につなげ、将来の外国人の交流人口拡大を図ることで、岩手県を中心とした北東北の観光復興を目指して行うものである。

(3) 事業内容

ア 観光コンテンツ評価・検証会議（仮称）の開催・運営業務

イ 北東北の観光コンテンツ一覧の作成業務

ウ 特定地域における観光コンテンツ説明・検討業務

エ 「いわての歩き方（仮称）」の作成・提供業務

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

・契約締結日～平成30年3月30日

3 予算額

業務の予算総額は、27,000千円（消費税および地方消費税額を含む。）以内とする。

4 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、

特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた「関東・甲信越」又は「東北」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (7) 事業を適確に遂行する技術的能力及び知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (8) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (9) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (10) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること

5 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。企画提案書を提出する者は、原則として、当該説明会に参加することとする。参加の際は、事前に下記 8 (1) (ロ) の観光担当宛に連絡すること。

(1) 日時

平成29年5月23日（火） 15:00～

(2) 場所

復興庁岩手復興局 4階会議室

(岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル4階)

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項等

(1) 企画提案書の作成上の基本事項

企画提案書は、本事業における具体的な取組方法についての提案を求めるものである。企画提案書については、「(別紙1)仕様書(案)」及び「(別紙2)企画提案書作成事項」に従って作成すること。

(2) 企画提案書の様式

企画提案書の様式は、様式1から3(A4判)に示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

※文字サイズは12ポイント以上とする(注書き等については、10ポイント程度でも可)。

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び様式1から3に示された条件に適合しない場合、又は企画提案書に虚偽の記載をした場合には、無効とする。

7 審査に関する事項

(1) 企画提案会の開催

開催しない。

(2) 審査の実施

① 審査は、「(別紙3) 岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務に係る企画提案書審査の手順について」及び「(別紙4) 岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務企画提案書審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画提案書について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

② 審査結果は、提出期限までに企画提案書を提出した全者に通知する。

8 企画提案の手続等

(1) 企画提案書の提出期限等

(イ) 企画提案書の提出期限

平成29年6月9日(金)17時まで

(ロ) 企画提案書の提出先

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル6階

復興庁岩手復興局 観光・調整班 小林 宛

電話 019-654-6609

電子メール hironori.kobayashi.w7v@cas.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

上記担当班へ、原則郵送※(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)で10部及び電子媒体(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク)1部)を提出すること。

なお、電子媒体は、「Microsoft Word 2013」「Microsoft Excel 2013」「Microsoft PowerPoint 2013」で使用可能な形式に限る。

※宅配便または持参による提出も可能とする。

9 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)により行うものとし、持参、郵送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付期間：平成29年5月17日(水)9時00分より

平成29年6月9日(金)12時00分まで

10 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、提出期限以降に提出を行った場合や企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案

書を無効にする。

11 契約の締結

- (1) 企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、復興庁と契約関係を生ずるものではない。
- (2) 選定された事業者は、通知後速やかに企画提案書を反映した形で復興庁と仕様書(案)を基に仕様書の確定を行うものとする。
- (3) 支出負担行為担当官である復興庁会計担当参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 1者あたり1件の企画提案書の提出を限度とし、複数の企画提案書を提出した場合は、提出した全ての企画提案書を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書は、原則返却しないこととする。
- (5) 提出された企画提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 採用された企画提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。